

二宮町における空家等の対策に関する協定書

二宮町（以下「町」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「協力団体」という。）は、町における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町と協力団体が相互に協力し、二宮町内の良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進を目的とする。

（定義）

第2条 この協定において用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 個人が居住を目的として建築された町内に所在する建物のうち一戸建てのもの（それに係る土地及び工作物を含む。）であって、概ね年間を通して居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有権を有する者及び管理を行う者をいう。

（協定事項）

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空家等の相続、税、登記、売買、耐震性、改修、利活用、生活環境の保全等の相談を受けた場合の協力団体の紹介
- (2) 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 協力団体が行う取組事項に関する業務の周知
- (4) 空家等及び所有者等に関する情報の協力団体への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

2 協力団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空家等の相続、税、登記、売買、耐震性、改修、利活用、生活環境の保全等に関する相談への対応
- (2) 町が主催又は共催する空家等に関する相談会への会員の派遣
- (3) 町が作成したパンフレット等の配布による空家等の適正な管理に向けた啓発
- (4) 空家等及び所有者等に関する情報の町への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）
- (5) 町が行う特定空家等の調査の協力

（町が主体となり取り組む事項）

第4条 町は、二宮町空家等対策計画に基づき、空家等化の予防、空家等の流通・活用促進、管理不全な空家等の防止・解消、空家等に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家

等対策に取り組むものとする。

- 2 町は、第3条第1項の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、協力団体に空家等に関する情報を提供するものとする。
- 3 町は、第3条第1項の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により町民への啓発に努めるものとする。

(協力団体が主体となって取り組む事項)

- 第5条 協力団体は、第4条第1項に掲げる二宮町空家等対策計画に基づく取組について、町に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。
- 2 協力団体は、第3条第2項に掲げる取組事項として町が作成する啓発チラシ、ポスター等について、町に対し協力をするものとする。
- 3 協力団体は、町が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。
- 4 協力団体は、第3条第2項に掲げる取組事項、その他空家等の対策に関する情報等について、その会員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(守秘義務)

- 第6条 町及び協力団体は、第4条及び第5条に掲げる事項に取り組むにあたり、業務上知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

(有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和4年3月31日までとする。
- 2 前項の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、町又は協力団体から別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(協議)

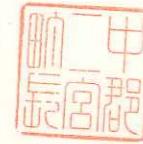
- 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、町及び協力団体の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、町及び協力団体がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

神奈川県中郡二宮町二宮961

二宮町長 村田 邦子



神奈川県横浜市西区楠町1-8

神奈川県土地家屋調査士会

会長 大竹 正晃

